

- 1 監査等の種類 定期監査及び行政監査
- 2 監査の対象 市民病院  
令和3年度分 必要に応じて令和4年度分
- 3 監査の着眼点 令和4年度 公営企業会計定期監査及び行政監査実施計画  
(以下「実施計画」という。)に定める着眼点による
- 4 監査の実施場所 実施計画に定める実施場所
- 5 監査の日程 令和4年5月31日～令和4年7月15日
- 6 監査の結果

証拠書類の一部を抽出して、関係諸帳簿と照合したところ、おおむね適正に処理されているものと認められた。しかしながら、次のような事項が見受けられたので、改善に努められたい。

なお、軽微な事項については、別途指示した。

#### [指摘事項]

##### (1) 未収金の回収について

未収金のうち、医業収益の過年度未収金は、前年度末と比較して12,977,357円の減であり、令和4年3月末現在で91,326,719円である。

また、医業外収益等の過年度未収金は、令和4年3月末現在で5,692,302円である。

今後とも、過年度未収金の回収に努めるとともに、現年度分についても早期回収に努められたい。

##### (2) 適正な財務会計事務の執行について

ア 岐阜市病院事業企業会計規程第109条第1項は、主管課長は、その所管にかかる固定資産を廃棄しようとする場合は、病院政策課長に合議のうえ、管理者の決裁を受けなければならない旨規定している。

しかしながら、決裁を作成しておらず、各診療科内において口頭で承認を得たうえで廃棄していた。

イ 岐阜市病院事業企業会計規程第44条は、主管課長は、事業年度、支出科目、支出金額、債権者名等が適正であるか否か調査し、支出伝票を作成し、管理者の決裁を受けなければならない旨規定している。

しかしながら、令和2年度労働災害保険料について、28,954円を過誤納し

ていた。

今後は、岐阜市病院事業企業会計規程を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。

### (3) 二重調定について

令和3年10月診療分の診療報酬金額の一部(22,470,159円)について、二重に調定を行っていた。

令和3年11月1日から医事業務の請負業者が変更になり、新しい請負業者は従来手集計を行っていた分を請求漏れ防止等の観点から一元管理するため、一部試験的に債権管理システムに登録した。その後、この債権管理システム登録分と手集計分の両方を医事課に報告したため、試験的に登録した手集計分の一部が重複した状態となっていた。

しかしながら、請負業者は、手集計分の一部を試験的に債権管理システムに登録したことを医事課に報告していなかった。また、医事課は、このことに気付かなかったため、手集計分の一部を二重に調定してしまった。

今後は、請負業者と情報共有するなど、同様の事案が起こらないよう職員に指導徹底を図られたい。